

下水道はルールを守って使いましょう!

下水道課管理係 ☎0824-73-1175

下水道使用のルール ~何でも流せるわけではありません~

「公共下水道」「農業集落排水」「浄化槽」は、何でも流せるというものではありません。

① 油や残飯は流さないで

油は排水管の中で固まるので、管が詰まる原因となります。残飯や野菜くずも詰まりや悪臭の元になります。

② 水に溶けない紙は流さないで

ティッシュペーパーや紙おむつなどは水に溶けないため、排水管やポンプを詰まらせてしまいます。

③ タオルや布は流さないで

タオルや布も詰まりの原因となります。誤って下水道に流してしまわないよう注意してください。

月に数件の異常が発生しています

ティッシュペーパーや紙おむつなどの水に溶けない紙や、タオルなどの布が下水道に流れ込んだことにより、汚水を下流へ送るポンプが詰まったり、壊れたりする事例が実際に起こっています。

これは、使用する皆さん気が付けることによって防ぐことができますので、ご協力をお願いします。



水に溶けない紙が固まりポンプに詰ります



ポンプに物が詰まると、ポンプを引き上げて分解し、修理します



井戸水など(上水道以外の水)をご使用の方へのお願い

公共下水道、農業集落排水、市町村設置型浄化槽をご利用の方で、上水道以外の水を使用している場合には、使用人数で使用料を計算しています。

このため、次のような場合には、使用料の計算方法が変わりますので、速やかに届け出をお願いします。

● 使用人数が変わったとき

例) 転入、転出、出生、死亡、進学などで使用人数が増減したとき

● 使用している水の種類が変わったとき

例) 井戸水のみの使用から、井戸水と上水道の併用になったとき

例) 井戸水と上水道の併用から、上水道のみの使用になったとき

浄化槽の法定検査は必ず受けましょう

平成30年度は浄化槽の「効率化検査」の年です

浄化槽を使用している方は、適正な維持管理のため、定期的な保守点検や清掃を行い、法定検査を受けることが必要です。

法定検査は毎年1回の受検が義務付けられています。10人槽以下の場合は5年間で効率化検査が4回、ガイドライン検査が1回実施されています。本年度は効率化検査の年に当たりますので、必ず検査を受けてください。

効率化検査機関

公益社団法人 広島県浄化槽協会

効率化検査料(10人槽以下の場合)

単独・合併浄化槽いずれも5,000円